

・成田市準用河川流水占用料等条例新旧対照表

現行			改正				
別表2 土地占用料			別表2 土地占用料				
占用物件	単位	占用料	占用物件	単位	占用料		
第1種電柱	1本につき 1年	<u>610円</u>	第1種電柱	1本につき 1年	<u>740円</u>		
第2種電柱		<u>950円</u>	第2種電柱		<u>1,100円</u>		
第3種電柱		<u>1,100円</u>	第3種電柱		<u>1,500円</u>		
第1種電話柱		<u>550円</u>	第1種電話柱		<u>660円</u>		
第2種電話柱		<u>880円</u>	第2種電話柱		<u>1,000円</u>		
第3種電話柱		<u>1,000円</u>	第3種電話柱		<u>1,400円</u>		
その他の柱類		<u>55円</u>	その他の柱類		<u>66円</u>		
変圧塔その他これに類するもの	1個につき 1年	<u>1,100円</u>	変圧塔その他これに類するもの	1個につき 1年	<u>1,300円</u>		
広告塔又は看板類	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,700円</u>	広告塔又は看板類	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,800円</u>		
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>5円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>6円</u>		
略		略	略				
諸管の埋設		外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上	<u>29円</u>		諸管の埋設	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上	<u>34円</u>
			<u>42円</u>				<u>49円</u>
			<u>64円</u>				<u>74円</u>

現行			改正		
0.15メートル未満のもの			0.15メートル未満のもの		
外径が0.15メートル以上		<u>85円</u>	外径が0.15メートル以上		<u>99円</u>
0.2メートル未満のもの			0.2メートル未満のもの		
外径が0.2メートル以上		<u>120円</u>	外径が0.2メートル以上		<u>140円</u>
0.3メートル未満のもの			0.3メートル未満のもの		
外径が0.3メートル以上		<u>170円</u>	外径が0.3メートル以上		<u>190円</u>
0.4メートル未満のもの			0.4メートル未満のもの		
外径が0.4メートル以上		<u>290円</u>	外径が0.4メートル以上		<u>340円</u>
0.7メートル未満のもの			0.7メートル未満のもの		
外径が0.7メートル以上1	<u>420円</u>	外径が0.7メートル以上1	<u>490円</u>		
メートル未満のもの		メートル未満のもの			
外径が1メートル以上のもの	<u>850円</u>	外径が1メートル以上のもの	<u>990円</u>		
上記以外の工作物を設置するために占有するもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,100円</u>	上記以外の工作物を設置するために占有するもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,300円</u>
工作物を設置せず原形のまま占有するもの		<u>1,100円</u>	工作物を設置せず原形のまま占有するもの		<u>1,300円</u>
備考 1～7 略			備考 1～7 略		